

第 1 回 森林整備と財源のあり方検討委員会議事概要

1 日 時：平成 31 年 4 月 24 日（水）13 時 30 分～15 時 30 分

2 会 場：新潟県庁行政庁舎 201 会議室

3 出席者：紙谷委員、駒宮委員、鈴木委員、長谷川委員、神田委員（代理出席）

4 次 第

(1) 開 会

(2) 挨 拶

(3) 委員紹介

(4) 議 事

検討の進め方について

(5) 閉 会

5 議事の経過

| | |
|----------------|---|
| 農林水産部長 (挨拶) | <p>○ 農林水産部長の山田でございます。</p> <p>いつもお世話になっております。本日は改元直前、また、10 連休直前と大変ご多用の中、森林整備とあり方検討委員会にお集まりいただきありがとうございます。また、検討委員会の委員に引き続きご就任頂きまして誠にありがとうございます。</p> <p>今年で 3 年目となる当委員会でございますが、1 年目には県民の安心安全の観点から公的管理が必要とのご提案を頂きました。</p> <p>また、昨年度は検討委員会、そして技術専門部会により対象となる森林の範囲とその基準についてご提言頂きました。このご提言につきましては、4 月 10 日に紙谷会長から知事にご報告頂いたことを知事からは「今までなんとなくぼんやりと感じていた、受け止めていたものを科学的データだけでなく、思想や考え方といった哲学的な部分も含めてしっかり区分して頂いてありがとうございました、ということでもございました。誠にありがとうございました。</p> <p>今年度は引き続き、技術的、専門的見地から検討頂くと共に、国の森林環境税や森林経営管理制度との関係、あるいは既に独自の課税を実施している 37 府県の動向等を踏まえながら、新たな財源の必要性等についてご議論頂く為に引き続き検討委員会を利用させて頂くことをお願い申し上げます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、其々の立場から幅広く忌憚のないご意見を賜りたいと存じております。どうぞよろしくお願い致します。</p> |
| 事務局 | (委員紹介) |
| 事務局 | <p>○ 議事に入ります前に、会務を総理する会長につきましては紙谷委員に、また会長代行につきましては駒宮委員に引き続きお願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。</p> |

| | |
|-------------|--|
| 委員 | ○ 異議なし |
| 事務局 | ○ 紙谷会長から一言ごあいさつをお願いいたします。 |
| 紙谷会長 | ○ 昨年から引き続いて会長を拝命しました紙谷です。よろしくお願 いします。昨年度の最終的な報告を知事の方に報告しまして、引き続き 専門部会の方で、より具体的な議論をするようにと話を承っております。 今年度は少し幅広い意見を皆様方から出していただきまして、充 実した報告書を作成してまいりたいと思います。よろしくお願いま す。 |
| 事務局 | ○ それでは、以後の議事進行につきましては紙谷会長からお願い いたします。 |
| 会長 | ○ はい、承知しました。 それでは、議事に入ります。検討の進め方につきまして、事務局 から説明をお願いします。 |
| (議事) 事務局 | ○ 検討の進め方について(資料1) ○ 公的関与の対象となる森林の範囲と判断基準(資料2) ○ 経済林の現状、公的関与が必要な森林の現状(資料2-1~5) ○ 森林の有する多面的機能について(資料3) ○ 期待する機能に応じた森林の姿(資料3-1~5) ○ 国の森林環境税及び森林環境譲与税の概要について(参考)を説明。 |
| 会長 | ○ 資料1の検討の進め方について、中ほどに意見交換テーマと書いて ありますが、県民が期待する機能を発揮できる森林の姿、これは県民 が期待する機能とは一体何か、どういう管理が必要なのか、この先検 討しなければいけない部分だと思います。 また、進め方にもありますが、囲みの中段に、いただきたいご意見 の例というのがありますが、区分されたそれぞれの森林についての機 能や、資料3のブルーの枠で森林の多面的機能が記載されてありま すが、それらをご覧頂きながら、今回区分された森林では、どういつた 機能が重視されるべきなのか、あるいはどう考えるべきなのかとい うところのご意見をまず頂きたいと思います。更には、今後整備するに あたって配慮すべき事項等についてのご意見を頂いていくというよ うな流れになっていくかと思えます。どこからでも構いませんので質問 も含めて聞かせて頂ければと思います。如何でしょうか。 |
| 事務局 | ● 補足させて頂きます。昨年度頂きました提言で、今年度も森林整備 の検討にあたって公益的機能を持続的に発揮する森林に誘導するた めに、引き続き技術的・専門的な見地から検討頂くように提言頂きま した。どのような機能を持続的に発揮させるのだろうかという話が県 の内部でもありました。県民にとって大切な公益的機能とは何か、専門 的、技術的に検討して頂く森林の姿というのは経済林として成り立た な |

| | |
|-----|--|
| | <p>いところだけじゃなくて、いろんな機能について幅広く考えて頂いた方がいいのではないかと、その辺については是非ご議論頂きたいと思いい資料を作成したものです。</p> |
| 委員 | <p>○ 私は昨年度途中から委員になり、1回しか委員会に出てなくて、全体像がよく解らないので質問ですが、31年度で3年目に入っているということですが、資料の検討の進め方は今日の進め方ということで良いですか。年間ではもっと大きなテーマや委員会が複数回あって、今日はこれを議論しますということで良いですか。年間的にあと何回開催されて、どのような感じで話が進んでいくか教えてください。</p> |
| 事務局 | <p>● 本日は、技術専門部会で検討して頂く、森林の公益的機能について定めて頂きまして、その後、技術専門部会として議論を進めて頂き、その進捗状況によって開催回数が違ってくると思います。</p> |
| 委員 | <p>○ 財源的な話についても今年度やりますか、それともまたその先になりますか。</p> |
| 事務局 | <p>● 財源のあり方についても検討すべきというふうに提言頂きましたので、今年度には検討をしたいと考えております。</p> |
| 委員 | <p>○ 財源を検討する段階に入っていると、まずはどう整備して行くかという議論を纏めましょうという考えは分かりました。</p> <p>もう1点。山林の少ない市町村では、どうしても最終的に新たな県税を取りましようと言われた時に、県民にどう理解してもらっていかう事がずっと頭の中にあるので、どうしてもそこをイメージしながら、納得出来る様な理論構築ができるのかという問題意識で、ずっとものを考えて発言させてもらっていますが、弥彦山はどれに該当しますか。イ. 広葉樹林ですか。</p> |
| 事務局 | <p>● 弥彦山は、杉の人工林もありますし、広葉樹もあるので「ア」にも「イ」にもまたがるような形になるかと考えています。あと、所有形態だと個人有林と一部寺社有林みたいな形だと思いますが、いずれにしても「ア」と「イ」にまたがる様な形になるかと思ひます。</p> |
| 委員 | <p>○ 神社の物だというふうに聞いた事もありますし、国定公園に指定されているからなかなか整備等が出来ないという事を、観光の仕事をしていた時によく言われましたが、それは事実関係としてどうですか。</p> <p>弥彦山の森林とか、それに関連する登山道を整備しましょうと、そのために財源が無いので、県税を活用すれば県民が楽しめる様になるのでやろうとした時に、実は手が出せなかったところだったということにならないか危惧しています。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ● 例えば、国定公園などは環境省に対して、しっかり事前に話をして、申請等を地道に行えば了解を得ることは出来ますが、一方でその持ち主という問題があり、それはやっぱりちゃんと調整していけば出来ないことはないと聞いたことはあります。 ● 自然法だと法律上は、自然公園の施設計画というものを立てて、それを認めて頂ければ、例えば登山道ですとか歩道ですとか、そういう整備は出来ます。 |
| 委員 | ○ それは誰がしますか。所有する神社ですか、それとも弥彦村がやろうと思えばできますか。 |
| 事務局 | ● 神社は所有者なので、行政の方で所有者の同意を得たうえで計画を進める必要があります。 |
| 委員 | ○ 村長がその気になれば出来るということですか。 |
| 事務局 | ● 通常の所有者が行う森林整備については、法律の制限の範囲内で、通常の間伐等は可能です。ただ、一部特別保護地区だとか自然度が高くてそのまま原生のまま守りたいというのはやっぱり制限が厳しくなっているところもあります。 |
| 委員 | ○ もう1点、先ほどの「ア」に該当するとしたら、国税の対象になるのか、なるということで良いか。 |
| 事務局 | ● はい。 |
| 会長 | ○ 国の森林環境譲与税の場合は森林整備だけではなくて、森林に関わるいろいろな事に使えるので、例えば登山道整備がその目的も含めて森林を良くしていく事であれば今の解釈では使えると思います。 |
| 委員 | <p>○ なかなかちょっと難しい話なのがわかりました。いずれにしても、その経済林とかそういったところは森林の少ない市町村では、あまり感覚的にそういったところはないので、どうしても県民の皆さんがここでいうところの保健・レクリエーション的な用途というか文化・景観みたいなところをやっぱり山というか森林に求めている部分はすごく大きいと思います。</p> <p>燕市にある国上山も、国上寺が所有しているのですが、国上寺と燕市が良く話をして、いろいろなハイキングコースや登山等の整備をしていこうというような話を議論して進めています。そういった意味ではやっぱりどうしても経済林、木を売ったり、それが放置されるとそれは防災上良くないというような、それは充分日本全体にそういったところがあるというのはわかっているので、それは大切だと思いますけど、燕市長の立場からすると、やはり保健・レクリエーション、文化景観・教育みたいなところはしっかりと整備されるべきだと思います。</p> |
| 会長 | ○ 以前の会議の時に、お話ししましたが、国上山の一带は元々ブナ林 |

| | |
|-----|---|
| | <p>でした。薪炭林としてずっと利用された歴史が長く、ブナは少なくなっていますが整備して行くと、現在よりも大きな立派なブナ林に戻す事も充分出来ると思います。林業的な利用ではなくて、保健・レクリエーション的な意味で本来のブナ林の姿に戻して行きたいということであれば、今回の検討の「イ」の部分で対象になってくると思います。仮に県の独自税が検討の結果発生するのであれば、当然そこに手は入れられると考えていいと思います。</p> |
| 委員 | <p>○ 委員の市長の立場、燕市の立場からすると2つの立場があって、実際にそれを実施するとした場合の立場として、個人所有とか神社所有の場合どうするかという問題と、税等の財源が入った時にそれを市民にどう納得してもらうかと多分違う立場だと思います。後者の場合には、自分の市の中にどれだけ山や山林が有るかだけではなくて、他の所にある森林でも例えば、水源だとか防災だとか森林にそういう財源を充てていくということが、自分の市内にある山だけではなくて、近隣の山、あるいは海との間にある山とかが間接的に市民を守る事になるなどの説明が、プラスで必要になってくると思う。</p> |
| 委員 | <p>○ 弥彦山を整備する凄くいい理屈が出来ると県民に説明しやすいと思っています。</p> |
| 委員 | <p>○ 資料2は、平成30年度報告書の8頁だと思いますが、「ア」について、これは国の対象であると説明されましたが、報告書の中ではこの「ア」の中には国税の対象となる部分と、ならない部分、県の独自の基準、斜面角度25度30度や道路からの距離などの部分で、実は2つ分かれている気がしていましたが、「ア」の中で国税の対象となる部分と、県の独自の部分で分けてもいいという考え方の中で、これ一本で「ア」にしたのはどんな議論があったか、分けるという考え方もあるのかと思いましたが、どういう経緯で報告書では一本化したのか今一度説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>● 確かに「ア」の部分は29年度では2つに分かれていましたが、国の環境税の使途が当時と今では変わってきており、市町村の判断で柔軟に使途を決められるようになりました。29年度当時は明確に区分がしっかり決まっておりました。それは「ア」の区分の中で傾斜30度というラインを引いて、そこに国の環境税を充てるということで国の検討委員会の中で議論を進めておりました。本県の県等委員会も同時並行で検討を進めている中で、国は30度と言っていますが、30度というのはあまりにも厳しいラインではないかと、30度よりも緩いところでも県として公的関与をすべきところがあるのではないかと、その時はまだ25度というラインは明確に出ていませんでしたが、平成29年の時には30度でラインを引いた①という部分と、条件が厳しすぎるので独</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>自の基準が必要ではないかという②の部分がありました。30年度になってから、国税の考え方が柔軟になり、今は市町村とか団体の考え方によってそれを25度でも30度でも良いというような考え方になってきたので、29年度で検討したような線引きの議論は必要ないのではないかということで、30年度に一発で「ア」にしたという経緯があります。</p> |
| 委員 | <p>○ 平成30年度の報告書の9頁を見ると、30度とか1キロ以上等の国税の基準という前提で書いてありますので、そこは今の説明とかなり違っているので、確かに議論の中で国税は原則こうですが、かなり例外的に認められる部分があって、その部分がちょっと不明確だなんていう議論があったことは記憶していますが、やはり報告書はまだ30度とか1キロ等があるという前提の中で書かれていますから、2つ分かれる部分があるような気がします、その辺はどうでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>● 29年度に進めてきた議論の経過もあり、29年度の時も例示というような表記でありました。確かに、委員がおっしゃるとおり「ア」のところの下には国の例示として30度というラインはございましたが、本県の公的関与が必要な対象の考え方としては25度となっています。</p> |
| 委員 | <p>○ 平成30年度の報告書の9頁との整合性はどうなるのでしょうか。もし今の説明のとおり前提だとすれば9頁の部分について、但し書きで、そこは変更しますよということに記載する必要があると思います。</p> |
| 事務局 | <p>● 9頁に記載したものは、国が例示した数値基準となります。</p> |
| 委員 | <p>○ 例示ですか。</p> |
| 事務局 | <p>● はい。国の例示に対して、本県の雪の状況等を踏まえ、本県の検討が10頁に記載してありますが、30度では本県の実情に合わないため雪の条件を踏まえた造林適地を考えると25度であるということで、委員会としてはこの10頁の最後のまとめ、これは「ア」の区域の条件とその範囲ということで線引きをしました。</p> <p>● どういう森林が対象になるかという時に、国が示した例示よりももう少し幅広に見なければいけないという考え方を整理したのが今の「ア」のピンクの部分だと思いますが、これから財源がいくらかかるのかという議論する時は、この部分は国税の対象になる部分とならない部分はいくらだというリアルな議論をしていくためには、「ア」の中にやはり2つあるという意識、あるいはそういったデータを抑えながら議論頂くことが必要だと思います。</p> |
| 委員 | <p>○ この委員会の目的というのは、基本的には技術専門部会に具体的に検討して頂きたい。その時にどういう視点で検討して頂きたいかということ、今日の議論で示すことがおそらく今日の目的だと思いますので、そうした時に今日も議論の例示として、どういう機能が必要か</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>という話をしましたが、やはりどの機能も全部必要であって、どの機能が他の機能よりも重要であるとか重要でないとかということは言えないと思います。そういう中で、専門的に検討する事が必要であるとすれば、どういう部分に非常に緊急性があって優先的にしなければいけないのか、どういう部分はもう少しゆっくりでもいいのではないのか、一度に全部は対応出来ない訳ですから、やはり県や市としては順序をつけて対応していく必要があります、その中で重要な部分、緊急性を要する部分はどこで、もう少し余裕があるのはどういう部分なのかということを経験者に指摘して頂くということがやはり必要であり、経験者に検討して頂きたい事だというのが一点です。</p> <p>それから財源を考えた時に、県や市がこれまでもやってきた森林の維持の為の予算がある訳ですから、今回、どういう機能を大事にしていくかということは、おそらく新しい税金のことを抜きにしても、従来の予算の枠内だけだったとしても、どれをやはり優先してやって行かなければいけないかということは意識として必要な訳ですから、そこをどのように区分するのか、今回の場合は従来の予算の部分をそのまま維持し、新たな財源の分についてどこを中心にやっていくということを考えるのか、それとも従来からの予算の分、それから新たな財源の分全部合わせたところで全体として何を中心にやっていく必要があるのかということを経験者に議論するのかが、少し結論とか議論の仕方も違って来るような気がするので、そこはどのようなスタンスで検討し考えるのかということをもう少し明らかにした方がいいのではないかと思います。その点は如何でしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>● その辺の議論は、国の環境税との関係も含めて、幅広く財源のあり方を考える中でしっかりと検討していくべきだと考えています。</p> <p>11万8千haというかなり広大な面積を対象ということでご提言いただいておりますし、今、委員おっしゃられたように、一度に整備するのは難しいわけなので、その中でどの部分というのは大事な視点だと考えています。</p> |
| 委員 | <p>○ この委員会が招集された目的の一つが、国が新たな森林環境税を入れるという中で、他の県が入れている独自の森林環境税といったものを、新潟県も入れるべきなのか入れないのか、この委員会の名前となっている財源の中の重要な部分だと思いますが、それを考える際に、まず今後の30年間を考えたときに、新潟県の中で整備しなければいけない森林としてどういうものがあり、それをどういう順序でやっていく必要があるのか、それに対してどれだけの財源が必要なのか、そのうち既存の予算で対応できるものはどれだけあるのか、それから新たに国から森林環境税として対応するものがどれだけあるのか、それで</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>足りない部分があり、特に緊急に整備しなければいけないものがあるということになった時に、県独自として入れなければいけないのではないか、あるいは、特に緊急度が低いということであれば、従来の予算枠の中で順番を付けて 30 年に渡って上手にやれば対応できるということであれば、県として独自税に入れる必要はないのではないかという話もあるので、そういう方向の中での検討を、この委員会なり技術専門部会なりの材料となるような調査等をして重要情報を足していけばと、それが一つの流れになるのではないかなと思っています。</p> |
| 事務局 | <p>● 委員ご指摘のとおり、専門的・技術的となった時に、県の既存の予算、既存の事業でこれぐらい使っていますというようなことを、県だけではなく、色んな団体もありますが、可能な限り調べて、議論いただけるように資料を作りたいと思います。</p> <p>それから緊急性ということですが、どうしても災害とか防災等が優先されますが、それについても議論いただきたいと思います。</p> |
| 会長 | <p>○ 委員から緊急性や順序など、従来の財源や新たな財源、その中でどのように考えていくのかというお話でしたが、特に多面的機能という面から緊急性という話になってくると、当然、防災というのは普通に考えたら専門家の検討ではたぶん上位になると思いますが、それ以外のところで、例えば文化景観や保健・レクリエーションなどは、緊急性があるかないかということは、森林・林業の専門家であってもそこはなかなか判断が難しくなると思いますので、その辺の意見はむしろこちらの委員会で出しておいていただいた方がいいと思います。</p> |
| 委員 | <p>○ 緊急性と言ったのは、機能型での緊急性というよりは、1箇所でも色んな機能を持っていますから、機能だけの比較ではなくて地域によって、今、きちんと手を入れないと森林の再生が難しいと、今手を入れれば少ないコストでかなり元に戻せるけれど、これがもう 10 年してしまうと完全に丸坊主になるとか、土そのものが固くなってしまって、これを再生させるとなると非常に大変で、コストもかかれば年数もかかると。そういう部分に対して緊急性があるもので、他の部分はそのまま放っておくと悪くなるけれど、今のところはなんとか維持しているし、10 年後にやったとしても再生するのはそれほど大変ではないという地域、それは本委員会では分からない部分があり、専門家から見て、この地域は緊急に手を入れないと 10 年後に手を入れようとしても大変なことになってしまうなど、そういう部分を専門家にしっかりみていただいて、そうやって緊急性のジャッジをしなければいけないし、それを手当てするだけの財源なり予算があるのかどうかということで見えていき、新たに財源が必要になるというプロセスでも割と説明しやすくなるのではないかという観点での緊急性です。</p> |

| | |
|-----------|---|
| <p>会長</p> | <p>○ 委員の意見のとおり、地域によって当然防災面でも緊急性が変わってくる可能性もありますし、水源涵養機能でも今のうちに手を入れておかなければ、下流の水田地帯にきちんと水が供給されなくなるという議論は、専門家の部会の中でも十分できる場所だと思います。大事な指摘だと思います。</p> <p>私自身は違うベクトルから今のお話を聞いていて思いました。例えばウの集落管理人工林について、緊急を要するのは集落があと何年残るのだということ、つまり、その森林自体を管理してくれている人達が山からいなくなってしまう、地域・コミュニティーがなくなってしまうことの方が、もしかすると、山間地全体を考えるとかなり緊急性を要するのではないかと。そういう見方もできると私自身は思っています。そういう意味では、集落管理という区分を作ったのはすごく良く、確か最初に阿賀町長の方から提案があったと思いますが、集落管理という観点が必要だという話がありました。そういう意味でも、緊急性という観点から集落管理という区分を作ったのはいいと感じました。</p> |
| <p>委員</p> | <p>○ あと、人材養成もありますけれど、何年かすると教える人もいなくなってしまう可能性もあると思います。人材を養成するためには教える人も必要ですが、そういう人たちがいなくなってしまうと何年か経ってしまうと、養成するとしても、教える先生役となる人がいなくなってしまうと手遅れになりますから、今から人材を確保しておく必要があるということも緊急性の一つだと思います。</p> |
| <p>会長</p> | <p>○ 今の話について、専門家であれば十分理解できる場所で、私は、ブナ林を林業にうまく使えないかという活動を今やっていますが、直径が80センチを超えるような木を、県内で普通に切れる人は多分3人くらいしかいないと思います。1メートルになってしまうと多分ほとんどいない可能性があります。それを考えるとかなり緊急性を要するような事態で、今後、広葉樹の旧薪炭林だった林が大きくなって、集落管理の森林をきちんと利用できるようにしましょうという時に、対応できる人が全然なくなってしまうという状況にあります。今おっしゃったような林業技術そのものをきちんと継承していくことも、かなり緊急を要することだと思います。そこはまた技術専門部会の方でもどういう状況になっているのか検討してもらいたいと思います。</p> |
| <p>委員</p> | <p>○ もう1点ですが、個人所有・私有林について、一定の何かをやるうとした時に、所有者自身が明確でないという問題があって、私有林であるからには手を入れる時には、所有者の承諾を得なければならない、それ自体が非常に難しいということが現実起こってくる可能性があるため、その所有者が不明な場合にもある程度県として必要だと思った場合には、必要な措置を施せるみたいな条例等が、実際にやろうと</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>した時にないと、実際には所有者を探しているだけで前に全然進まない、その間どンドン木が枯れていってしまうということが起こりうる気がするのですが、そういう手当ってというのは可能なのか。あるいは考えておられるのかという点についてはいかがですか。</p> |
| 事務局 | <p>● 森林の所有者の確認・確定ですが、4月から林地台帳制度というものが動き出しています。林地の所有、確認がこの制度が動き出しただけで直ぐ全部がわかるわけではありませんが、今後は登記の情報や固定資産税の情報等も含めて、総合的にそこに集約する形で、各森林の所有者を台帳という形で整備するというものがスタートしていますので、その精度を上げていくということが大切になってくると考えています。その辺の精度を上げていくには、各林業事業者の山との関わりの情報をどンドン入れていくというのが必要ですし、一方で個人の所有について、登記の義務化も含めて国の方でも検討しているところでありますし、今現在、一番問題になっているのは共有形態の部分です。共有の方の一部が、ちょっと所在がわからないという場合に、手続きを踏んで今までの所有者の中の同意で、例えば公的な用地の取得等については進められるようなところも制度化が進めてきているところですが、直ぐにはいきませんが、徐々にそういうことも国の方で、整備を進めているという状況です。</p> |
| 委員 | <p>○ 基本的な質問ですが、一般的に宅地ですと境界については杭を打ったりして明確化されていますが、山の場合は、例えば登記に伴うそういう区画は行われているのか。先ほど言った、そこに見えるあの山とこの山が俺の山ですみたいな、隣の人もなんか同じようなことを言っているというような中で、一応でも登記的にはその山は自分の山というように曖昧になっているので、そうすると例えば、帳簿は書いたとしても帳簿と重複が出てくるとか、帳簿には書いてあるのだけど果たしてその境界がどこなのかというのがよくわからないということがありそうに思えますが、その辺はどうですか。そのような問題はないのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>● 近年の国土調査、いわゆる地籍調査では座標で管理されています。境界を復元できるようなデータが取られていますけれど、古い地籍調査ですと昔ながらの測量でやっていますので、その測量した時の杭がもうなくなっていることもあります。そういったところが、今後の課題でもありますが、今現在、ある程度地籍調査では復元可能な形で進められています。</p> <p>ただ、国土調査の進み具合が、山間部においてはまだまだという現状です。それに対しては、昔の山境を知っている年配の方になりますけれど、その方たちからできるだけ早く昔の山の情報を引き出して、</p> |

| | |
|----|---|
| | 記録しておくというのが重要な役目になってきます。 |
| 会長 | ○ 九州のような人工林地帯ですと、植栽しているエリアがわかるので、例えば確か佐賀県はほぼ地籍調査が終わっていますが、阿賀町は何%くらい終わっていますか。 |
| 委員 | ○ 阿賀町も国土調査をやったのは、旧三川村、上川村の方に入っていますが、人が住んでいる市街地がほとんどで、山林に入るとかなり難しくほとんど進まない状況です。ただ、里山など集落に近いところで、人が入れる所であればいいのですが、奥山に行くとかなり厳しくなるということで、今、国土調査の方法も、ある程度緩和されたのか、私の情報だと、例えば、航空写真を見て林相を見るなり、森林簿があってそれが元々知っている方からの聞き取りで、昔の区長さんや山主さんとかの聞き取りで境らしきものがあるということになっているので、それらを掛け合わせる。構図と重ねるといのはかなり難しいので、一筆一筆ではなく大きな図面に地番だけが振ってあるとか、縮図が合わないとか、縮尺が合わないということがあるので、かなり大変ということで、まさにそれらをやっていくのも、環境税の使い道の一つでもあるのかと考えていかないと、本当に難しい話ですけど。 |
| 会長 | ○ 境界を知っている方がほとんど山に行けない状況になっているので、現実にはかなり問題となっています。今日の資料の新たな森林管理システムについては、国の森林環境税及び森林環境譲与税の概要の冊子を配っていただいていますけれど、3 ページ目、新たな森林管理システムの上の囲みのところで、その地域の森林を全体としてどう管理していくのか、今問題として出てきています。その時に所有者が明確でない場合も市町村で預かって管理をしていくという法律になっています。森林経営管理法は実際にそういう形で動きだし始めています。 |
| 委員 | ○ 市町村に預けられた責任というのは、かなり今回の制度や法律で大きくなって、どうやっていいのかっていうのは、かなり難しいところが実際あります。あの管理システム上の公告なりなんなり県知事への意見があればという形で、共有地の中の数人がわからなくても大丈夫ですよというような説明も今のところ聞いていますので、そういった形で進めていくしか、その共有のメンバーに聞いてもわからないという状況もありますので、そういった形でまとめて、ある程度公有的に管理を進めるっていう立場で進んでいくしかないというのが正直言った現状だと思います。それはもう新たにまた杭を打ってどうのこうのってところまでいくと、なかなか難しい。隣の人の境もありますので。 |
| 委員 | ○ 現在、登記の名義人が生きていればいいのですが、放置されていて亡くなっている場合があると思います。しかもあまり利用されていない |

| | |
|-----|--|
| | <p>いものであると、相続人も関心が薄いので登記をそのまま放置しておく、それが何人も相続されているとその所有者を追いかけるだけで、えらく作業時間がかかってしまって、結局所有者がわからなくて確認が取れなくて、それ以上前に進めないということも予想されますので、そういうことも含めて法的な措置として森林を保持する、特にその森林を維持するための必要な範囲で、県なり市なりが何か作業を行う場合には必ずしもその所有者の許可まではいらぬ、または、調べたけれどよくわからない場合など、特定を付けるということもあるかもしれませんが、そういう措置がないとなかなか現実には進まないのではないかと思います。委員そういった点いかがですか。</p> |
| 委員 | <p>○ まさにそのとおりで、森林法上は、移動があった場合は届出をすることになっているのですが、道路交通法のように一般の方々に知れ渡るような法律でないと感じられます。なかなか売買や相続で変わった段階での登記の届出がされていないというのが現実です。ですから、本当に遡っていけるうちはまだいいのですが、2代3代と世代が変わっていると相続の方にたどり着かないというのが往々にしてあるものですから、その辺は本当にどこかで線を引いていただくのか、先ほどの新たな森林経営管理システムじゃないですが、どこかの段階で公告なり告示なりをしていただくことで、本人には当然届いてないでしょうけれど、ある程度公的な力の中で整理をしていただくということも必要になってくると感じています。</p> |
| 会長 | <p>○ 一応今もそういう形で進めていいということになっています。</p> |
| 事務局 | <p>● 新たな森林経営管理法の中で、ある程度探してどうしてもたどり着かないという場合には、市町村と公告という形で手続きを取って、一定程度については委託管理なり市町村が管理をするというのが含まれています。</p> |
| 委員 | <p>○ 現在、その公示の制度で今言ったような懸念に対しては十分対応できますか。</p> |
| 事務局 | <p>● 必要な手入れという部分において対応できるようになっています。 ● 一方で、市町村の担当者に伺いますと、国が取り決めたけど、実際にやろうと思ったら大変なことになると思うという意見もあります。</p> |
| 会長 | <p>○ 法的には大丈夫ですけど、現実には難しいところもありますが、今回、譲与税で仮に間伐を進めることになったときに、今のような流れでたぶん進める形になっていくことで理解して良いのではないのでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>○ その流れでいきますが、それを進めることについて支障はないかということの確認ですが、流れは別にそういった流れだと思いますが、それで支障なく円滑に進めばいいと思いますし、法律はそう言ってい</p> |

| | |
|----|--|
| | <p>るけれどそんな円滑にはいきませんというときに、財源があっても実際には進みませんので、予算が余ることになってしまうので、そこはどのような工夫が必要なのかも検討する必要があるのではないかと思います。</p> |
| 会長 | <p>○ 具体的に検討すべきところもあると思いますので、預からせていただいて今後の検討事項に入れていきたいと思います。</p> |
| 委員 | <p>○ まったく今までの話と変わってしまって、非常に基本的な話になって、素人なので申し訳ないのですが。まず、資料3の森林の多面的機能ですが、公益的機能から防災からその他色々な機能がありますが、そもそもの森林環境税の、例えばこれくらい必要だという試算の背景にあるのは、要は温暖化対策というかCO2削減の話があったと思います。そうすると、多面的機能の中でそこは明示しておくべきではないかと思いますし、国の方は公益的機能の発揮のところに地球温暖化防止機能というのを入れておりますので、そこは入れておいた方がいいのではないかと思いますというのが1点です。</p> <p>あともう1つが。税金を上げていくかというところの、経済学的考え方としては、便益は皆さんに及びます、でもその便益を受けるときは負担してほしいが負担を回収できない、負担するシステムがなかなか無いという、要は外部性といいますが、そういうものに対して皆さんからお金を取って充てましょうというのが基本にあると思います。そうするとかなり多くのところのものは大体それに当たるのですが、ものによってはもしかしたら受益者負担が、一部だとは思いますが、可能になるものもあるだろうと。例えば、キャンプ場や森林公園の施設を伴う森林等、あとはレクリエーションのところだと文化景観のところかもしれませんが、ここら辺に関してはある程度、楽しんでいただいた方から少し料金を徴収するという事も考えられます。そこらを知ったうえで、ただ絶対に足りないとは思いますが、その部分をほかの受益者、実際に来て払う人以外の人も他の防災だったり水源だったり様々な機能があるのだから、そこはきちんと税金投入をしましょうということだったり、あともう1つは先ほどお話がありましたように、税金の使い道としての広告効果としては、やはり皆さんの目に触れるところでここがこんなに快適にしかもかなり自由に使えるのはこの税があるからです。これをアピールする場としてはたぶん一番良い場所ではあると思います。そういう意味でいうと、難しくても受益者負担も必要だけれども、そういう効果も考えたらやはりその場所の管理に使われていますよという両方の視点が必要だと思います。</p> |
| 会長 | <p>○ すごくいい整理をしていただいたと思います。今後、技術専門部会の方でも議論するときには今の整理は大事だと思います。例えば、飲み</p> |

| | |
|-----------|---|
| | <p>水であれば皆飲まないといけないので、仮に山から水が出なくなるということ考えた時には受益者は県民全体になりますし、山地崩壊で山が崩れたりしたときには、その周辺の人たちにはもちろん影響を受けますが、それによって間接的にさらに下流域にも影響が及んだりもします。そういう多面的機能そのものがどこにどう影響が及ぶのか、理解しておく必要があるという気がしました。国の方の森林環境税は、前提として地球温暖化となっておりますので、当然おっしゃるとおりだと思いますし、県の方でも整理が必要かと感じました。</p> |
| <p>委員</p> | <p>○ 今までのご意見に異存は無いですが、森林の多面的機能は全部重要で、その中で優先順位や緊急性等をしっかりと踏まえた上で、今までの財源や足りないものは何かという議論をしっかりと整理してもらいたいと思います。すぐにポンと着地しないで、もう一步さらに論点を加えてもらいたいということをお願いしたい。反対意見が出た時にどう答えるのか常に考えてしまいますが、今のロジックとしては、足りないから新たな税を取るべきだという話になっていますが、他の政策分野でも同じ状況があります。例えば、交通事故がいっぱいあるから、信号機をあそこに付けくれ、ここに付けてくれと言われても、予算に限りがあるから付けられません。10年先ですみたいな話になっています。その時に足りないからその信号機を付けるために新たな税金を取るのかという話にはなかなかならないですし、してないですよ。なんでこれだけがそういったところをポーンと跳んで、そこに着地するのかっていうところの特殊性、理屈っていうのをしっかりと論理構成しておく必要があると思います。道路だっているいろんな不便を解消するために、ここに道路がほしいと言いながらも、予算が無いから無理ですとか先送りですとか、優先順位ですという話になるので、空き地空き家問題だって同じように、いろんな形で森林の所有者がどんどんどんどんいなくなってというのと同じように、街の中にどんどん空き家が出てきて、非常に防災上、防犯上も危険な建物がいっぱいある。それをたとえば撤去するなり、大執行するための財源がほしいから、そのために特別に税金を徴収しましょうという話には、今のところそういう議論は無いですよ。この森林整備について、そういった議論をするだけの、やっぱり何か特殊性なり優先する何かがあるというところを一つ、論理構成をしておいてほしいというのが1つお願いです。もう1つは、先ほど委員もおっしゃっていたのですが、特に保健とかレクリエーションは、受益者負担という議論があります。ですから、財源のあり方といっても、別に税金だけではない財源のあり方だってあるという視点も必要だと思うので、単純に足りないから税金ではなくて、その他の財源として、たとえば、緑の羽がありますけれども、寄</p> |

| | |
|----|---|
| | <p>付・募金という形でやることもあるだろうし、最近流行りのクラウドファンディング、ふるさと納税みたいなことだってあるかもしれない、それもやっぱり選択肢を用意した中で、やはりこれが一番ベストですという形で、整理したほうが良いと、そうじゃないといろんな議論に耐え得るような結論だけれど、いろんな批判が出るみたいな話になりかねないので、結論をどうすればそういう答えが出るか自分自身思いつきませんが、その点の視点というのはあるように思います。</p> |
| 会長 | <p>○ 技術専門部会の方で議論する内容とはちょっと違うかもしれませんがけれども、県の方で預かっていただいて、県としてもう一度検討していただくということはどうですか。</p> |
| 委員 | <p>○ 委員のおっしゃったことに対する私のコメントですけれども、1点目については、要するに一般財源ではなくて、目的税とすることの意味ですが、なぜ一般財源で賄えなくて目的税化をする必要があるのかということが説明になるかと思います。そうすると先ほど私が言ったように、従来一般財源の枠内では対応できないと、一方では緊急性が高まっているという部分が必要になってくるのかというのが1点目に対する私の補完です。それから2点目について、自己負担ということですが、先ほど委員が言われたことの自己負担という考え方ならば、たとえば水源になるということであれば、水道料として徴収する一部を、水源の維持・管理に使えないかという視点にもつながってくるということになるわけで、そうすると財源も必ずしも税金だけが財源ではなくて、水道料金の一部をそこに充てられないのかという話にもなってくると、その辺どうかということの話が、委員の2点目の話にもつながってくるわけですが、おそらくそこは最終的には政治的な中で調整されるわけで、非常に多くの要望・要求がある中で何を優先し、何を後回しにするのかっていうのは、まさに政治的な調整の過程となるので事務方として提供できるのは、政治的な調整というよりも、その前提として森林を維持すると、これだけ緊急度ある中で今の財源では十分対応できないというところから専門的な観点から提出し、それを議会の方で整理してもらおうのかと思います。その時に受益者負担をどうかという議論は確かに出てきますが、それは一部についてはたしかに受益者負担も出来る可能性もあるとは思いますが、それでもおそらくまったく足りないという部分があるので、こういった目的税が必要になるという説明が必要になってくるだろうと思います。全部を受益者負担では対応できませんので、一部ですね受益者負担に出来る分については、それは別途検討すればいいでしょうけど、全体に占める割合は非常に少ないのだろうというようなことが言えれば耐えられると思います。それだけではありませんけど。検討する際の方向として</p> |

| | |
|----|---|
| | <p>は、そういう観点での議論を参考とするような資料だとか、理屈が必要となってくると思います。</p> |
| 委員 | <p>○ 凄く極めて個別具体的な話ですけど、さっきの弥彦山の話ですけど、弥彦山でたぶんいろんな林道整備しろとか、何々を整備しろと言ったときに、なんとか税で整備するよりも弥彦村長が整備するので皆さん寄付してくださいと言ったら、あつという間に数百万すぐ集まると思います。それだけ地域の人たち、会社経営者等含めて毎日登って、生涯で千回登ったとって千回記念碑を自分で作って寄付しているので、もっときれいに整備するから寄付をして下さいと言えば、あつさりすぐ集まるぐらいの環境だと思います。少なくとも弥彦山みたいな整備に限定するのであれば、税金云々というよりはやろうと思えばできる。弥彦村長がそんなことやるかどうかは別ですけど、そういうこともあるので、ちょっと私の頭の中でついつい先の話を見せてもらったのですが、凄く個別具体的に議論していくとそのほうが手っ取り早いという話、きっと私は集まると思います。</p> |
| 委員 | <p>○ しかし、おそらく国の財源なり、あるいは県が入れようとしている財源は、弥彦山の歩道の整備はたぶん出ないと思います。それから例えば、経済林の経済不適地と言っている、所有者が一念発起して業者入れてやれば、十分に経済的に成り立つようなそれだけの可能性をもっているところについても後回しになっているので、おそらくはやろうと思っても、やるだけの価値が無いというか、所有者が投資してもそれに見合う物が期待できないような部分だけでも、そうやって放置しておくとして森林が廃れてしまって公益的機能も廃れてしまうところにお金を入れましょうというのが国の税の目的でもあるし、県が保全していかなければいけないというところもそういうところですし、寄付が集まる場所は寄付でもらえばいいと思います。</p> |
| 委員 | <p>○ だから、県税を取らないでください。我々は寄付でやりますという結論もあるのではないかと。</p> |
| 委員 | <p>○ 例えば、説明としては、県税で取ったものは弥彦山で使う物ではありません。そういう目的の税ではありませんということは、きちんと明確にする必要はあります。寄付金の変わりに税金を集めていますということではなくて、寄付では集まらないような森林を整備すると。</p> |
| 委員 | <p>○ 私は反対しているのではなくて、そこを整理しないと、新しい税金を作った時に県民に納得してもらえない、その時にそんなことしなくても寄付でやるから、そんな税金取らないでくださいという議論に対して、そうじゃないのだというような納得できる、なるほどという理屈を整理してくださいという話です。</p> |

| | |
|-----------|---|
| <p>会長</p> | <p>○ 今回の意見交換のテーマが、県民が期待する機能が発揮できる森林の姿とありましたが、その前提となるところの議論が今日ちゃんとしていただいたということで、良かったと思います。技術専門部会での検討については、先ほどから多面的機能に関しても緊急性を有する森林とはどういうところなのか、それとは別に一般的な機能と仕分けが出来るのかというところ、そこは県から提示していただくということで、どのような資料を出していただけるかにもよりますが、緊急性というところは現状で森林がこのまま手を入れないと機能が失われるところを仕分けしていただければと思います。あとは技術専門部会でそれを見ながら、機能のどういう部分を重視すべきなのか、そのためにはどういう管理が必要なのか、どういう施業が必要なのかと言ったところの議論をしていただくということで、まとめさせていただきます。あと、地球温暖化の機能というのは、県の方には入っていないのですが、そういう意見もありましたので、それも含めて技術専門部会の方で改めて森林の有する多面的機能を検討するというところで整理をさせていただきます。</p> |
| <p>委員</p> | <p>○ 意見交換のテーマが、県民が期待する機能が発揮できる森林の姿という言葉遣いが、報告書に記載されているが、県の独自の財源を入れる時の言葉遣いとして、県民が期待する機能とは何なのかということになるので、言葉遣いとしては、県民の財産としての森林をいかに維持・管理・保全していくのか、そういう言葉遣いの方が納得を得られやすいと思う。県民の期待する機能だとかなり主観的な部分が入ってくるので、それはどの機能を期待するのか、どの機能が期待されていないのかに繋がってきますので、それは結論が出ないと思うので、報告書などに入れる言葉としてはもう少し工夫した方がいいと思います。</p> |
| <p>会長</p> | <p>○ それでは、私が先ほどまとめたとおり、今後、技術専門部会で検討を進めていくということで、よろしいでしょうか。</p> |
| <p>委員</p> | <p>○ はい。</p> |
| | <p>(終了)</p> |